

藤沢記者クラブ各位

## 藤沢市は、茅ヶ崎市及び寒川町と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました

藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町のいずれかでパートナーシップ宣誓制度を利用している方が2市1町の間で住所の異動をする際に生じる負担の軽減を図るため、同制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。

この連携を契機に、セクシュアルマイノリティをはじめ、様々な事情から婚姻届を出さない、あるいは出せない方々の悩みや生きづらさに寄り添っていくとともに、周囲の理解促進を図ります。

### 1 協定名

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

### 2 協定の締結日

2021年（令和3年）12月20日（月）

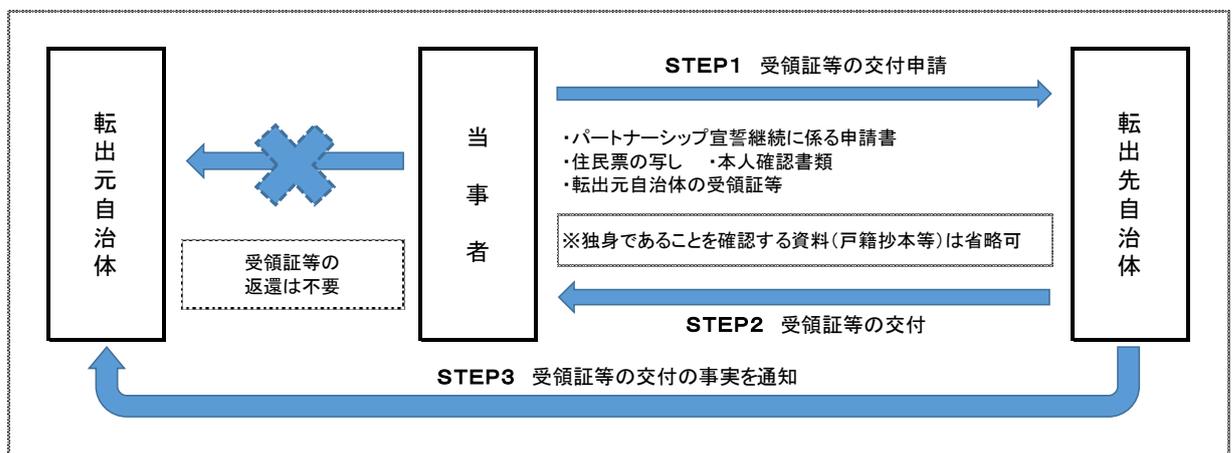
### 3 連携の開始日

2022年（令和4年）2月1日（火）

※開始日以降に2市1町の間で住所の異動をした場合に適用されます。

### 4 内容

#### （1）連携のスキーム



(2) 連携によるメリット

- ・ 転出元自治体へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還手続きが不要になります。
- ・ 転出先自治体への提出書類が一部省略できます。

5 添付資料

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書

\*この資料に関する問い合わせ先

藤沢市役所 企画政策部人権男女共同平和国際課  
担当：古谷 猪野  
内線：2131  
直通：0466(50)3501